

## 参考：規約（会則）の例

「□□□□□□」規約（会則）

(名称)

第1条 本会は、□□□□□□という。

※必須事項※

団体名が一致していることを確認してください。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、阿波市〇〇〇〇番地〇に置く。

※必須事項※

(目的)

第3条 本会は、〇〇〇（例：地域の課題解決及び活性化、良好な住環境を形成するためのまちづくり、景観・歴史的な街並みを生かしたまちづくり、少子高齢化に配慮した福祉のまちづくり）のため、会員相互に話し合い、協力しながら、〇〇〇（例：よりよいまちづくり、持続可能なまちづくり）を目指すことを目的とし、元号〇〇年〇〇月〇〇日に設立する。

※必須事項※ 団体名の目的を記載します。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

※必須事項※

団体の事業を記載します。

- (1) 〇〇〇周辺の清掃活動を行う。
- (2) 研修会を行う。
- (3) イベント・企画を行う。
- (4) 交流会を行う。
- (5) 普及・啓発活動を行う。
- (6) その他目的達成に必要な事業を行う。

(会員)

※必須事項※

第5条 本会の目的に賛同するもので組織する。

(役員)

※必須事項※

団体内に設ける役員名を記載します。  
監事は他の役員と兼任しないこと。

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 1名

2 前項の役員は、総会において選出する。

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時は、その職務を代行する。

3 会計は、会計事務を執行する。

4 監事は、会計を監査する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は〇年とし、再任を妨げない。ただし、欠員の補充により選任された者の任期は、前任者の在任期間とする。

(役員会)

第9条 会長は、必要に応じ役員を招集する。

2 役員会は、事業計画その他重要事項を審議する。

(総会) ←

※必須事項※

開催回数や、審議事項を記載します。

第10条 総会は毎年1回開催する。

2 総会の招集は、会長が行い、会長が議長となる。

3 総会では、次の事項を審議する。

- (1) 役員の選出。
- (2) 規約（会則）の改廃に関する事項。
- (3) 事業計画及び収支予算。
- (4) 事業報告及び収支決算。
- (5) その他、重要な事項。

4 会議の議決は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(経費) ←

※必須事項※

第11条 本会の運営費は、会員の会費及び〇〇（例：補助金、寄附金、イベント料金等）で支弁する。

2 会費は月額（年額）〇〇円とする。

(会計年度) ←

※必須事項※

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(附則) ←

※必須事項※

- 1 この規約（会則）は、元号〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。
- 2 この規約（会則）を改正するには、役員会の決定を経た上、総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

- 赤文字は一例です。
- 目的・事業・役員等の記載内容は、団体内で協議し、各団体に即した規約（会則）を作成してください。
- 規約（会則）の改正を行った場合は、附則を追記し、改正日を明らかにする必要があります。